

I. 事案の概要

5 2014年9月15日午後5時ごろ、甲は身代金をとる目的で、駅に向かって歩いているX(20歳女性)に対して「駅まで送っていくよ」と声を掛けた。駅までの距離が遠かったので、Xは甲の申し出を受け入れ、甲の運転する車に乗りこんだ。

その後、10分余りたってXは車が駅の方角に向かっていないことに気付いて「車をとめてください」と甲に対して言ったところ、甲は聞こえていないふりをしてそのまま運転を続けた。

10 午後6時ごろ、甲は自身のマンションにXを連れ込んだ。その後、Xが約1年前から同棲をしていたYに対して身代金を支払うよう電話で要求した。しかし、Yは、1か月ほど前にXに浮気をされたことからXと別れることを考えていたため、甲からの電話に驚いたものの要求を拒絶した。

15 甲の罪責を論ぜよ。

II. 問題の所在

本件では、甲は監禁目的でXを車に乗せているが、甲の車に乗り込んだ時点ではX自身にはそのような認識はない。かかる場合に監禁罪が成立するか、監禁罪の保護法益が問題となる。また、本件で甲はXと同棲していたYに対して身代金の支払いを要求しているが、Yは刑法225条の2の「安否を憂慮する者」にあたるかどうか、文言の意義が問題となる。

III. 学説の状況

1. 監禁罪の保護法益について

25 α説：可能的自由説

移動しようと思えば移動できる自由を保護法益と解する説。

β説：現実的自由説

現に移動しようと思って移動できる自由を保護法益と解する説。

2. 「安否を憂慮する者」の意義

A説：広義説¹

親族に限らず知人その他であっても被拐取者の安否を憂慮する者はすべて含むとする説。

B説：最狭義説²

¹ 団藤重光『刑法綱要各論』(創文社,2003年)482頁。

² 香川達夫『刑法講義各論』(成文堂,1996年)435頁。

被拐取者の事実上の保護関係者に限定する説。

C 説：狭義説

- 被拐取者との密接な人的関係があるため、被拐取者の安全について親身になって憂慮するのが社会通念上当然とみられる特別な関係にある者を指し、経済的合理性・打算を超えた特別な人的関係が必要とされるとする説。
- 5

IV. 学説の検討

1. 監禁罪の保護法益について

B 説について

- 10 B 説に立つと、監禁状態にあっても、自由を拘束されていることを被害者が認識し、実際に移動しようとしないうちに監禁罪が成立しないという帰結の不当性が生じてしまう。また、自由に対する罪の成立要件として、その自由を拘束されていることが認識されていなければならないという考え方は採りがたい。例えば、眠っている被害者の家へ立ち入れば、侵害の発生の認識がなされていなくとも住居侵入罪の法益は侵害されているとなるが、監禁罪については、その拘束状態が認識されていなければ自由侵害が発生していないと解することになり、妥当ではない³。
- 15

よって検察側は B 説を採用しない。

α 説について

- 20 本罪にいう身体活動の自由とは、その主体が行動したいときに行動できるということの意味するから、現実の行動の自由である必要はなく、潜在的または可能的な自由で足りると言える⁴。自由の侵害を認めるためには客観的なもので足りるとし、被害者の認識を必要としないという点でも妥当である。

よって検察側は α 説を採用する。

25 2. 「安否を憂慮する者」の意義

A 説について⁵

A 説に立つと、「憂慮」の質的・量的差異を軽視する結果、「憂慮する者」の範囲があまりに広がってしまい、これを制限しようとした立法意図に反することになってしまうため妥当でない。よって A 説を採用しない。

30 B 説、C 説について⁶

B 説、C 説ともに狭義説ではあるが、その限定の程度がそれぞれ異なる。B 説は、構成要件の不当な拡張を抑制するため、「事実上の保護関係」という統一的基準によって「憂慮す

³ 古川信彦「監禁罪の保護法益」ジュリスト増刊(2007年)146頁。

⁴ 大谷實『刑法講義各論[新版第四版]』(成文堂,2013年)83頁。

⁵ 高窪貞人「刑法 225 条の 2 にいう「近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者」の意義」ジュリスト 910 号(1998年)160頁以下。

⁶ 同上。

る者」の範囲を限定しようとするもので、この点は「近親」という例示によってその範囲を限定しようとした立法意図にも合致し、妥当であるといえる。しかし人間関係が複雑かつ多様化している現代において、事実上の保護関係にあるとはいえない者の中にも被拐取者の安否を自分のことのように心配し、その無事な帰還を心から望む者がいることは事実であり、このような者を「憂慮する者」に該当しないとすることは妥当でない。この点、C説においては、事実上の保護関係者に限定せず、「被拐取者の安全について親身になって憂慮するのが社会通念上当然とみられる特別な関係にある者」と範囲を少し広げることで、より社会の実情に即した判断が可能になる。よってB説は採用せず、C説を採用する。以上より、検察側はC説を採用する。

10

V. 判例

1. 監禁罪の保護法益について

最高裁昭和33年3月19日決定(刑集12巻4号636号)

<事案の概要>

15 被告人が被害者を欺罔してタクシーに乗車させ、運転手に発信を命じて疾走させた事案
<判旨>

「刑法二二〇条一項にいう「監禁」とは、人を一定の区域場所から脱出できないようにしてその自由を拘束することをいい、その方法は、必ずしも所論のように暴行又は脅迫による場合のみに限らず、偽計によつて被害者の錯誤を利用する場合をも含むものと解するを相当とする。」

20

<判例の検討>

本判例は、偽計による監禁罪の成立を認めていたものである。自らの意思でタクシーに乗り込んだ場合にも監禁罪の成立を認めている点から、監禁罪の成立に監禁の認識を要求しておらず、α説に立つものと考えられる。

25

2. 「安否を憂慮する者」の意義

最高裁昭和62年3月24日日決定(刑集41巻2号173頁)

<事案の概要>

30 被告人が、佐賀相互銀行幹部らから身代金を交付させる目的で同銀行代表取締役専務 B
らが A の安否を憂慮するのに乗じて身代金3億円を要求した事案
<判旨>

「刑法225条の2にいう『近親其他被拐取者の安否を憂慮する者』には、単なる同情から被拐取者の安否を気遣うに過ぎないとみられる第三者は含まれないが、被拐取者の近親でなくとも、被拐取者の安否を親身になって憂慮するのが社会通念上当然とみられる特別な関係にある者はこれに含まれるものと解するのが相当である。」

35

<判例の検討>

本判例は、「安否を憂慮する者」には、被拐取者の安否を親身になって憂慮するのが社会通念上当然とみられる特別な関係にある者は近親でなくてもこれに含まれるとしており、本件のような銀行の社長とその部下というような雇用関係に代表される経済的な関係であってもこれに当たるとしている。よって、かなり広範にわたって「安否を憂慮する者」に
5 当たるとしていることから、その内容はC説に近いものであると認められる。

VI. 本問の検討

1. 甲は身代金目的でXを誘拐しXの同棲相手Yに身代金を支払うよう電話で要求した。かかる行為に身代金目的拐取罪(225条の2第1項)が成立しないか。
- 10 2. (1) Xは甲の運転する車に乗ってから10分余りたった後で初めて車が駅の方に向かっていないことに気付き、甲に対して車を止めるよう申し入れをしている。そこで本問においては監禁の既遂時期が問題となる。
(2) この点について検察側はα説を採用する。α説によれば監禁の認識がなくとも移動しようと思えば移動する自由が侵害されているときに監禁が成立すると考える。
- 15 (3) 確かに本問においてXは車に乗ってから10分程度経過した後に甲の運転する車が駅とは違う方向に向かっていることを認識しており、車に乗った当初からXに監禁の認識があったわけではない。
しかし甲はXに声を掛けた時から駅に向かうつもりはなくその後Xを車に連れ込みXの駅に向かうという場所的移動の自由を奪っているため、このXを車に連れ込んだ時点で監禁が成立する。
- 20 3. (1) 次にXの同棲相手であるYが同条の「安否を憂慮する者」に含まれるか。
(2) この点について検察はC説を採用する。C説によれば「安否を憂慮する者」とは「被拐取者と密接な人間関係にあるため、被拐取者の安全について親身になって憂慮するのが社会通念上当然とみられる特別な関係にある者」をいう。
- 25 (3) 確かに本問において甲が身代金を支払うように要求した相手YはXの近親者でもなく正式な婚姻関係にあったわけでもない。
しかしYはXと約1年前から同棲する関係であり、単なる交際関係とは違う1つの家で生活を共にする関係に1年間あったのであるから、XとYは密接な人間関係にあるといえ、またYは被拐取者であるXの安全について親身になって憂慮するのが社会通念
30 上当然とみられる特別な関係にある者といえる。
4. また甲は当初から身代金を要求する目的でXを誘拐している。
5. 以上により甲の行為に身代金目的拐取罪(225条の2、1項)が成立する。

VII. 結論

- 35 甲は身代金目的誘拐罪(225条の2、1項)の罪責を負う。